

記載要領等

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

- 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください。）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。

- 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。

（注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。

- 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

- 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

- 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する ☐ に「1」を記入してください。

- 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の ☐ に「1」を記入してください。なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。

- (1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
- (2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
- (3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を ☐ 署へ提出しています。」の ☐ に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。

- 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の ☐ に「1」を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。

「送付受領」の場合には、【郵送先】のいずれかの ☐ に「1」を記入するとともに開示請求時に返信用切手、封筒を提出してください。

（注）「送付受領」の場合は、原則として開示請求者の住所に郵送しますが、代理人の住所地（事業所）への郵送を希望される場合は、代理人の住所地等が確認できる書類の写し（住民票の写しなど）が必要となります。

- 8 この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。